

令和8年度 富士市不妊・不育治療費補助金について

必ず最後までお読みいただき御不明な点は事前に電話等でお問合せください。

1. マイナ保険証で受診される際は、情報の提供に同意をお願いします。

マイナ保険証で情報の提供を行わない場合、また、マイナ保険証以外の方法で受診し、保険適用の治療を受ける場合は、保険者（保険証を発行している保険組合等）へ限度額適用認定証の申請を行い、医療機関に限度額適用認定証を提示して受診してください。

（高額療養費の後日還付がある場合、補助金の支給に時間がかかります。また、申請時期によっては支給が困難になる場合があります。）

2. 保険者によっては、付加給付制度があります。制度の有無や対象条件などについて保険者に問い合わせ、給付対象であるかの確認をお願いします。付加給付を受けた場合は、補助金の申請の際に付加給付金額がわかるものを提示していただきますので、通知書等を保管しておいてください。付加給付の支給は受診月から3か月後が一般的です。年度末など申請期限に間に合わない場合はご相談ください。

3. 静岡県は先進医療に対する補助制度を実施しています。富士市の補助金と併用できますが、静岡県から助成された額は差し引くため、原則、先に静岡県に申請し、県補助額確定後に富士市へ申請する必要があります。年度末など県補助額確定が富士市の申請期限に間に合わない場合はご相談ください。申請方法等詳細は静岡県ホームページをご覧ください。また、併用される方は事前に市にもご相談ください。

4. がん治療等により生殖機能が低下するおそれがあると診断され、妊よう性温存治療等を受けられた方は、「富士市若年がん患者等妊よう性温存治療費補助金」を受けられます。また、そちらの補助金を先に利用していただく必要があります。詳しくは富士市健康政策課（0545-64-8992）へお問い合わせください。

1. 不妊・不育治療費補助制度の概要

この制度は、不妊治療や不育治療を行う御夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その費用の一部を富士市が負担する制度です。ここでいう不妊治療とは、不妊症の原因疾患に対して国内の医療機関で行われる薬物療法、手術療法等をいいます。第三者から精子、卵子又は胚の提供を受けて行う治療や、第三者が妻の代わりに妊娠し、出産する方法は補助の対象外です。

また、不育治療とは、不育症（妊娠はするものの、流産、死産又は生後1週間以内に死亡する早期新生児死亡を2回以上繰り返す症状）の原因疾患に対して国内の医療機関で行われる薬物療法、手術療法等をいいます。

2. 対象者

次の条件をすべて満たす方

- ア 夫又は妻が本市の住民基本台帳に記録されている夫婦（事実婚を含む）
- イ 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である夫婦
- ウ 国内の医療機関の産科、婦人科若しくは産婦人科又は泌尿器科若しくは皮膚泌尿器科において夫若しくは妻が不妊症の診断を受け、又は妻が不育症の診断を受けている夫婦
- エ 他の同種の補助を受けていない夫婦（静岡県不妊治療費（先進医療）補助金を除く）
夫婦の一方が本市以外に住所を有していて、その市区町村からこの補助金と同種の補助金等の給付を受けている場合は、ご夫婦共に対象者でなくなります。
- オ 生殖補助医療については、当該治療周期の開始日において、女性の年齢が43歳未満である。

3. 補助の内容

補助金の額は次に掲げる額の合計額で、100万円を限度とします。また、補助金の交付は、治療対象の子1人につき通算して5箇年度を限度とします。

- ア 当該年度における不妊治療・不育治療のために要した費用の総額から、保険者が負担し、又は助成した額、及び、静岡県で行う先進医療に対する補助金の額を控除した額を控除した額に、3分の2を乗じて得た額。（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
- イ 当該年度における指定された不育症治療費（不妊治療・不育治療証明書の裏面参照）の額に10分の7を乗じて得た額。（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
*イについては、治療開始日における妻の年齢が43歳未満かつ夫婦の合計所得が730万円未満の場合

4. 申請について

年度が区切りとなります。年度とは4月1日から翌年3月31日までの1年間です。

当該年度の治療費については当該年度内に申請を行ってください。

補助の上限額に達していない場合、同一年度内に交付申請を2度行うことができます。この2度目の申請の際には、特にその内容に変更がなければ、不妊治療・不育治療証明書（第2号様式）及び戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）の省略が可能です。

例年、年度末は大変込み合います。補助限度額に達したときや、治療が終了したときは、速やかに申請を行ってください。

5. 申請期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。

令和8年度の治療費については、上記の期間中に申請を行ってください。

治療周期の途中であっても、3月末までの治療分を申請することになります。

令和9年4月1日以降の治療については、次年度の申請となります。

受診スケジュールの都合等がある場合は、事前にお問い合わせください。御連絡がない場合、前年度分の治療についての申請は承ることができません。

6. 申請に必要なもの

次の①から⑬（⑨～⑬は該当される方）を揃えて申請してください。

① 富士市不妊・不育治療費補助金交付申請書（第1号様式）

- ・申請者はご夫婦のどちらか一方となります。補助金は申請者名義の口座に振り込みます。
- ・保険者発行元の番号は保険証表面下部に記載された6桁又は8桁の数字です。
- ・治療に要した期間の日付は、申請年度内の「不妊・不育治療費自己負担額記入用紙」に記入いただいた中の最初の日と最後の日です。
- ・不育治療の費用については該当されない方は0円と記入してください。

② 不妊治療・不育治療証明書（第2号様式）

- ・受診されている国内の医療機関の産科、婦人科若しくは産婦人科又は泌尿器科若しくは皮膚泌尿器科で証明書の交付を受けてください。
- ・「治療開始年月日」以降の当該年度の治療費が補助対象です。
- ・当該年度内に複数の医療機関を受診した場合は、各医療機関の治療証明書を用意してください。
ただし、主治医の指示により他の医療機関へ転院をした場合に、その旨が治療証明書の「治療内容等」の欄に記載されていれば、治療開始年月日がより早い医療機関の証明書のみで結構です。
- ・証明書を受け取った際には内容を十分に確認してください。
（「受診者氏名」「生年月日」に誤りがないこと。「治療開始年月日」が記載されていること。検査・注射等のみ別の医療機関で実施した場合等にはその旨の記載があること。主治医の署名又は記名押印があること。）治療証明書に不備がある際には、発行した医療機関の訂正が必要です。
- ・生殖補助医療を行っている方で、周期の途中で43歳に達する場合、当該周期の終了日までの治療について対象としますので、生殖補助医療の欄に開始年月日及び終了年月日の記入がされているか確認してください。記入がない場合は43歳に達した日までの治療を対象とします。

③ 同意書（第4号様式）

- ・申請に基づき、市で住所等の確認をするため必要です。同意いただく内容をお読みいただき、本籍地、住所、氏名等をそれぞれ自筆で記入してください。自署でない場合は押印が必要です。
- ・本籍地は戸籍の全部事項証明書にあるとおりに記入してください。
- ・事実婚の方は、本籍地をそれぞれ記入してください。
- ・同住所でない場合は、住所をそれぞれ記入してください。

④ 治療に要した費用の計算用紙

- ・黒ボールペン（消えないインクのもの）で記入してください。
- ・領収書ごと、日付順に、漏れなく受診年月日・領収金額をはっきりと記入してください。
同日の領収書でも、それぞれ記入して下さい。一旦支払った治療費が後日返金された場合等のマイナス額の領収書についても記入してください。
- ・裏面の「調剤」欄は、院外処方により調剤薬局で薬の処方を受けた場合に記入してください。

⑤ 戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）（原本）

- ・当該年度内に交付されたものをお持ちください。
- ・富士市役所2階市民課で取得することができます。また、富士市内に本籍がある方は、条件を満たせばマイナンバーカードによるコンビニ交付も利用可能です。
- ・事実婚の方は、それぞれ提出してください。

⑥ 治療費の領収書（原本）

・治療証明書に記載のある医療機関、調剤薬局、検査実施医療機関等の領収書をお持ちください。
また、領収書の内容について確認する場合がありますので、診療明細書をお持ちください。
なお、提出は領収書のみとなります。

- ・妊娠判定が陽性になった場合、陽性判定された日までの領収書を対象とします。（医療機関の証明書に不育治療の記載がある方を除く。）
- ・不妊治療・不育治療と直接関係のない費用は補助対象外です。次のような補助対象外のものが含まれていないか確認してください。（文書料、診断書料/説明会用のパンフレット等の資料代/がん検診費/妊婦健康診査費/差額ベッド代/食事療養費/病衣の貸与費/電源代等の雑費等）
- ・医療費控除申告等に利用するなどの目的で領収書の原本還付が必要な方は事前に写し（コピー）をお取りいただき、原本とコピーを両方持参してください。写し（コピー）は領収書のみで、診療明細書の写しの提出は必要ありません。

富士市不妊・不育治療費補助金申請済を押印後、原本を返却いたします。

- ・写しをご用意いただく際には、以下の点に留意してください。
 - *日付順であること。 *片面印刷であること。 *等倍サイズであること。
 - *領収印等の記載事項が全て確認できる濃度であること。
 - *スタンプの有無等、原本と相違する点がないこと。
 - *等倍サイズであれば、1枚の用紙に複数枚の領収書をコピーして構いません。
例) A5サイズの領収書をA4用紙に二枚分をコピー、A3用紙に四枚分をコピーなど
- *提出は領収書のみでよいため、診療明細書のコピーは不要です。

⑦ 加入している健康保険がわかるもの（原本）

- ・加入されている保険者（健康保険組合等）がわかるもの（マイナ保険証とマイナポータルの健康保険証画面、資格確認書、資格情報のお知らせ など）をお持ちください。
- ・夫と妻、お二人分必要です。

⑧ 振込先金融機関の通帳等

- ・申請書に記載した振込先金融機関・支店コードが確認できるもの（通帳等）をお持ちください。

⑨ 付加給付通知書等 ※該当する方のみ必要です

- ・保険組合等の保険者から付加給付等を支給された場合は支給金額がわかるものをご持参ください。また、未支給でも支給見込みがある場合はお申し出ください。
- ・支給は受診月の3か月後が一般的です。
- ・御自身で加入されている生命保険からの給付や互助会等からの給付については不要です。

⑩ 高額療養費通知書等 ※該当する方のみ必要です

・マイナ保険証で限度額情報の提供の同意をせず、または、限度額適用認定証を提示せずに、保険適用の治療を受け、後日高額療養費の支給を受けた場合は、支給金額がわかるものをご持参ください。

⑪ 所得課税証明書 ※該当する方のみ必要です

・不妊治療・不育治療証明書（第2号様式）の裏面に該当する検査・治療（不育治療）がある場合で、以下の条件に当てはまる方

* 夫婦のいずれかで本市に住んでいない方

* 1月から5月までに申請する場合は前年の1月1日に、6月から12月までに申請される場合には当該年の1月1日に住民登録が富士市ではない方のみ必要です。

⑫ 事実婚関係に関する申立書（第3号様式） ※該当する方のみ必要です

必要な方はお申し出いただくか、ホームページからダウンロードしてください。

⑬ 静岡県不妊治療費（先進医療）補助金を受けた方 ※該当する方のみ必要です

静岡県から送付された補助金額がわかるもの（確定通知書）をお持ちください。

7. 補助金の交付

申請の受付後、補助金の交付が適当であるか審査をします。交付決定後「富士市不妊・不育治療費補助金交付決定通知書」を申請者へ郵送し、口座振込により補助金を交付します。

審査や補助の交付等は原則1か月ごとに行います。

8. その他

・医療費控除（確定申告）については富士税務署（0545-61-2460）へお問い合わせいただくか、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。

【ご不明な点は、下記までお問い合わせをお願いします。】



富士市保健部地域保健課総務担当（フィランセ西館） 電話 64-8994
月～金曜日 8:30～12:00、13:00～17:15（祝祭日、12/29～1/3は除く）

メールでのお問い合わせは ho-chiiki@div.city.fuji.shizuoka.jp